国分寺市告示第360号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２（公示送達）第１項及び国分寺市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第５号）第11条（公示送達）の規定により、別紙のとおり公示する。なお、この書類については市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年11月６日

国分寺市長　丸　山　哲　平

別紙

氏　名	文書件名
株式会社　コパニカス	地方税に関する書類